

公益財団法人 淡海文化振興財団理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、定款13条および31条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 この法人は、役員又は評議員としての職務執行の対価として報酬を支給する。

2 理事長及び常勤理事に対しては上限を別表のとおりとして、理事会において決定する。

3 非常勤理事及び監事に対しては理事会への出席の都度、定額を支給する。

4 評議員に対しては、評議員会への出席の都度、定額を支給する。

5 役員及び評議員には、退職慰労金等それに類するものは支給しない。

(報酬の算定方法)

第3条 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は1日当たり10,000円とする。

(報酬の支給日)

第4条 理事長及び常勤理事の報酬はその月の月額的全額を毎月21日に支給し、非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬は会議への出席の都度支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員の報酬は、その全額を現金で、直接、役員及び評議員に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員及び評議員の報酬から控除すべき額がある場合には、その役員及び評議員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

2 役員及び評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

この規程は、公益財団法の設立の登記の日から施行する。

別表

理事長報酬	年額	1,500,000円以内
常勤役員報酬等 (兼事務局長)	年額	6,500,000円以内